

## IBM Coremetrics Web Analytics

この「IBM ご利用条件」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものです。「IBM SaaS」および関連する「前提ソフトウェア」のご利用の前に、この「IBM SaaS ご利用条件」(以下、「ご利用条件」または「ToU」といいます。)をよくお読みください。お客様は、あらかじめ「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」および「前提ソフトウェア」を利用することができます。お客様は「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」の注文、そのアクセスまたは利用により、あるいは「同意する」ボタンをクリックすることにより、「ご利用条件」に同意したものとみなされます。

お客様に代わって「ご利用条件」に同意する場合は、お客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ご利用条件」に同意しない場合、またはお客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」または「前提ソフトウェア」を利用してはならず、「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」において提供される機能に関与することもできません。

### 第 1 章 – 共通事項

#### 1. 目的

この「ご利用条件」は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Coremetrics Web Analytics
- IBM Coremetrics Enterprise Analytics
- IBM Coremetrics Explore
- IBM Coremetrics Impression Attribution
- IBM Coremetrics Social Analytics
- IBM Coremetrics Lifecycle
- IBM Coremetrics Multi-Channel Analytics
- IBM Coremetrics LIVEmail

この「ご利用条件」のみにおいて、「IBM SaaS」とは、本条に定める特定の「IBM SaaS」オファリングを指すものとします。

お客様は、有効な「サブスクリプション期間」中に限って「IBM SaaS」を利用することができます。

#### 2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。この「ご利用条件」において、「プログラム」は適用される「本契約」で使用されている「プログラム」を含み、「取引文書」は「IBM SaaS 見積書」を含みます。

「前提ソフトウェア」とは、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「IBM SaaS」オファリングの一部として IBM または第三者がお客様に提供するすべての「プログラム」および関連資料をいいます。

「プライバシー・プラクティス」とは、インターネット上の <http://www.ibm.com/privacy> に掲載されている「プライバシー・プラクティス (改訂があれば改訂版も含みます。)」をいいます。

#### 3. 料金に関する一般条件

##### 3.1 課金単位

「100 万回のサーバー・コール (MSC)」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。MSC とは、100 万回のサーバー・コールです。「サーバー・コール」とは、1 つのお客様 ID で、追跡対象の訪問者に

よって開始されたタグ付きイベントの結果として、「IBM SaaS」に渡され、「IBM SaaS」によって処理されるデータをいいます。異なるお客様 ID によって処理されるサーバー・コールは、固有のお客様 ID ごとに、固有のサーバー・コールとしてカウントされます。お客様 ID は、「IBM SaaS」内のデータへのアクセス権を分離もしくは制御、またはその両方を行います。このデータには 1 つ以上のお客様の Web サイトからの処理済みデータが含まれることがあります。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって使用される「100 万回のサーバー・コール」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「100 万回のマーケティング・インプレッション (MMI)」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。MMI とは、収集され、処理された 100 万回のマーケティング・インプレッションです。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に使用される MMI の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「エンティティ ID」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「エンティティ ID」は固有の ID であり、「IBM SaaS」内における「SaaS」環境においては別の用語 (お客様 ID、カスタマー ID、パートナー ID、サプライヤー ID、ベンダー ID または EDI ID を含みますがこれらに限られません。) で言及される場合があります。お客様の「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」で識別される「エンティティ ID」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「IBM SaaS」では、「エンティティ ID」(SaaS の利用においてお客様 ID と言及されることがあります。) は、「IBM SaaS」内のデータへのアクセス権を分離もしくは制御、またはその両方を行います。このデータには 1 つ以上の Web サイトからの処理済みデータが含まれることがあります。お客様が「IBM SaaS」で使用許諾された量を超過した場合は、追加の「エンティティ ID」が必要になります。

「エンゲージメント」は、サービスを取得する際の課金単位です。「エンゲージメント」は、研修イベント、業務分析、成果物に基づくサービス・イベントを含みますがこれらに限られない、プロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。それぞれの「エンゲージメント」をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

## 3.2 料金 & 課金

### 3.2.1 セットアップ

「IBM SaaS」の初回の提供に対して 1 回限りのセットアップ料金が適用されます。料率および支払条件は、「取引文書」に明記され、これに従い請求されます。

### 3.2.2 課金オプション

「IBM SaaS」オフリングの「サブスクリプション期間」は、最大 60 カ月まで注文することができます。

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。「IBM SaaS」サブスクリプション料金に対する課金オプションは、以下のとおりです。

- a. 全額前払い
- b. 毎月払い (後払い)
- c. 毎四半期払い (前払い)
- d. 年払い (前払い)

選択した課金オプションは、「PoE」または「取引文書」に定める期間に対して有効です。請求サイクルに応じた支払額は、年間サブスクリプション料金および 1 年間の請求サイクル数を基本に計算されます。

### 3.2.3 1 カ月に満たない期間の料金

1 カ月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1 カ月に満たない期間の料金は、IBM がお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月における残りの日数に基づき計算されます。

### 3.2.4 超過料金

暦年に基づく四半期内に、お客様による「IBM SaaS」の実際の使用が、「PoE」または「取引文書」に記載された使用許諾の 3 倍を超えた場合、お客様は、適用される「PoE」または「取引文書」に記載する

超過料率に従い、その超過分についても請求されます。特定の四半期内にプロビジョニングされた場合、お客様の超過料金は適宜に按分計算されます。

### 3.2.5 「オンデマンド・セットアップ」

「オンデマンド・セットアップ」部分は、IBM への発注時に請求され、「本契約」または「取引文書」に定めるところに従い支払われるものとします。

### 3.2.6 リモート・サービス(人間による)

追加のリモート・サービスに対する料率および支払条件は、「取引文書」に明記され、これに従い請求されます。

## 4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント(以下、「アカウント」といいます。)を登録する場合、IBM は「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」の ID およびパスワードを付与しますお客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。お客様は随時、「アカウント」の登録の際にお客様が提供するもしくは「IBM SaaS」において利用する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」へのアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」の ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

## 5. トレードアップ

特定の「IBM SaaS」オファリングを置き換える、別の特定の「IBM SaaS」オファリングを、割引料金で取得できる場合があります。IBM が、置き換えられた「IBM SaaS」オファリングに対するアクセスをお客様に提供した場合、お客様は、IBM が元の「IBM SaaS」オファリングに対するお客様の利用を終了させることに同意するものとします。

## 6. 前提ソフトウェア

この「IBM SaaS」オファリングには、IBM または第三者から提供される「前提ソフトウェア」が含まれます。お客様が「前提ソフトウェア」をダウンロードまたはインストールする場合、お客様は当該「前提ソフトウェア」を「IBM SaaS」へのお客様のアクセスおよびその利用を容易または有効にする目的以外には使用しないことに同意します。「前提ソフトウェア」のインストールまたはダウンロードの際に、別の使用許諾契約(例えば、「IBM プログラムのご使用条件(保証適用外プログラム用)」(以下、「ILAN」といいます。)、IBM または第三者のその他の使用許諾契約)が提供された場合、その使用には当該別の契約が適用されるものとします。お客様は、この「ToU」に同意するか、または「前提ソフトウェア」をダウンロード、インストールもしくは使用することによって、かかる条件に同意したものとみなされます。

「前提ソフトウェア」とは、「サービス」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「サービス」の一部として IBM がお客様に提供するすべてのプログラムおよび関連資料をいいます。「前提ソフトウェア」は、IBM が権利を有し、著作権で保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。IBM は、お客様に対して、「本契約」に指定する目的のために「前提ソフトウェア」を利用し、当該使用を支援するためにお客様のシステムにインストールする非独占的な使用許諾を付与します。ただし、お客様が次を遵守することを条件とします。(i)「本契約」の条件を遵守すること。(ii)「前提ソフトウェア」を(ローカルもしくはリモートのいずれかによるアクセスにより)利用する者が、(1) お客様のためにのみ使用し、かつ(2)「本契約」の条件を遵守するよう、適切な処置を講じること。(iii)「前提ソフトウェア」を、(1)「本契約」が明示的に許可している場合を除き、使用、インストール、複製、変更、もしくは配布せず、かつ(2)逆アセンブル、逆コンパイル、その他の態様で翻案もしくはリバース・エンジニアしないこと。(iv)「前提ソフトウェア」の構成要素、ファイル、モジュール、視聴覚コンテンツもしくは関連するライセンス資料を「前提ソフトウェア」と分離して使用しないこと。(v)「前提ソフトウェア」をサブライセンス、賃貸もしくは貸与(リースを含みます。)しないこと。

## 7. 「オンデマンド・セットアップ」

お客様は、必要に応じて、「IBM SaaS」の「オンデマンド・セットアップ」部分を注文できます。この注文は、「ToU」、「本契約」、および適用される「取引文書」の対象となります。

次の「オンデマンド・セットアップ」部分は、「IBM SaaS」の一部として注文できます。

- 「エンティティ ID」

## 8. リモート・サービス (人間による)

### 8.1 IBM Coremetrics LIVEMail プレミアム・オンボーディング・サービス

IBM Coremetrics LIVEMail のオンボードのお客様に対して、リモート・コンサルティング、最良実施例、研修、および構成を最大 10 時間提供します。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.2 IBM Coremetrics タグ監査サービス

最適なタグ付けについてお客様の Web サイトのリモート分析を最大 16 時間提供します。これには、最良事例の提供と、タグ付け要件の決定およびタグ付けの不足の特定を含みますが、これらに限られません。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.3 IBM Coremetrics コンバージョン・プロセス分析サービス

サイトの実績をより深く理解し、主要な問題と弱点を識別するための、先進の分析機能を使用したガイドを最大 48 時間提供します。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.4 IBM Coremetrics サイト・パフォーマンス分析サービス

クライアント・サイトへの訪問から退去まで、クライアント・サイト全体を通じた訪問者のタイプとチャネルのパフォーマンスについて、最大 48 時間の綿密な分析を提供します。このオファリングでは、主要なコンバージョン・ポイントにおいて訪問者がより優れた経験を得られるようにするために、お客様のライフサイクル経験および機会に基づくサイト・ヘルス評価も提供します。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.5 IBM Coremetrics クイック・スタート・タグ実装サービス

お客様のタグ付け要件および文書化に対応するためのカスタムのグローバル JavaScript ファイルを配信して、その JavaScript ファイルを保守できるようにすることにより、高速化されたベースライン・データ収集を最大 50 時間提供します。このサービスは Web ドメインごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.6 IBM Coremetrics 重要業績評価指標ワークショップ

このワークショップには最大 40 時間の研修が含まれており、分析および意思決定を進めるためのデータの使用方法について、新規および既存顧客を支援します。重要業績評価指標およびビジネス目標を達成するためのレポートの使用方法についてのガイドを提供します。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.7 IBM Coremetrics Explore ワークショップ

このワークショップには最大 40 時間の研修が含まれており、お客様の業務管理者がデータをより有効に活用して分析を進められるようになるほか、最適な方法で分析を進めるための属性タグ付けの方針を策定することができるようになります。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

### 8.8 IBM Coremetrics 有効化ワークショップ

このワークショップには最大 30 時間の研修が含まれており、実装エンジニアの関与なしに Web サイト自体に適切にタグ付けをする方法について、新規および既存顧客に対し研修を実施します。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

## 8.9 IBM Coremetrics カテゴリー定義ファイル・ワークショップ

このワークショップは最大 32 時間で、お客様がマーチャンダイジング・レポートで使用されるデータを駆使する強力なマーチャンダイジング・カテゴリー化フレームワークを構築することを支援します。このサービスはお客様 ID ごとに購入されるものとし、利用された時間に関係なく 90 日で満了となります。

## 9. 「IBM SaaS」の中断および取消

### 9.1 中断

#### 9.1.1 ユーザー・アカウントの中断

「IBM SaaS ユーザー」が、「ご利用条件」、「本契約」もしくはその他の「利用規定」に違反した場合、IBM の知的財産権を不正に利用した場合、または準拠法に違反した場合、IBM は、いつでも、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「IBM SaaS」へのアクセスを中断もしくは取消、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「コンテンツ」を削除、またはその両方を行う権利を留保するものとします。IBM は、中断または取消を行う場合には、お客様に対して通知します。

#### 9.1.2 お客様のアカウントの中断

お客様が支払期限を 30 日以上経過して未払いである場合（ただし、その時点で料金に関して合理的かつ誠実に係争中である場合を除きます。）、IBM は IBM が有するその他の権利または法的救済に加え、お客様に対していかなる責任も負うことなく、かかる金額が全額支払われるまでお客様への「IBM SaaS」の提供を中断する権利を留保するものとします。ただし、中断の効力は、IBM がお客様に対して少なくとも 10 営業日前までに、お客様の支払が支払期限を経過している旨を書面により通知した場合に限って有効になるものとします。

### 9.2 終了

IBM は、お客様が「本契約」または「ToU」を遵守せず、かつ、かかる不遵守が IBM からの書面による通知を受領してから合理的な期間内には是正されない場合には、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了できるものとします。終了により、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスおよびこれに関するその他の権利は取り消され、消滅します。この場合、お客様およびお客様の「IBM SaaS ユーザー」は、「IBM SaaS」の利用を終了し、自己の保有または管理下にある関連「前提ソフトウェア」のコピーを廃棄しなければなりません。

## 10. 「サブスクリプション期間」の更新

### 10.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」のお客様の場合、「本契約」の 3.5.4 項（「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート、および特定サポートの自動更新」）の第 1 文および第 2 文の条件は、適用される「各国固有の条件」も含めて、この「IBM SaaS」オファリングに適用されます。ただし、この「ご利用条件」においては以下の条件が追加されます。

- a. 「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という文言は、「IBM SaaS サブスクリプション期間」という文言に置き換わるものとします。
- b. 「IBM SaaS サブスクリプション期間」の自動更新が適用されないようにするためには、お客様は該当する「サブスクリプション期間」が終了する 90 日前までに、IBM に対して書面にて解約を通知しなければならないものとします。

### 10.2 必要なお客様の更新

「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のお客様は、当該契約でこれと異なる規定（各国固有の条件を含みます。）がある場合も、IBM SaaS オファリングは、初期「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。初期「サブスクリプション期間」を超過して引き続き「IBM SaaS」を使用し続けるためには、お客様は「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条件の下で新規のサブスクリプションを取得する必要があります。

## 11. 緊急時保守 & 定期保守

IBM が決定する保守作業の時間帯において、IBM は、定期保守を実施します。この他にも予定停止時間や臨時停止時間が生じる場合があります。

この時間帯は、「IBM SaaS」を利用することはできません。

## 12. アップデート

IBM が「IBM SaaS」に対して提供するか、または一般的に入手可能とする、「IBM SaaS」に対するすべての機能拡張、修正、変更、改訂、更新、補足、アドオン・コンポーネントまたは置き換え（以下、総称して「アップデート」といいます。）は、IBM が提供するそのような「アップデート」に適用される追加条件に従うことを条件として、「ご利用条件」の適用を受けるものとします。お客様は、IBM が特段の通知または同意を取得することなく、IBM の標準操作手順に従って「IBM SaaS」に対する「アップデート」を自動的に送信、アクセス、インストールおよびその他によって提供することに同意します。IBM には、「アップデート」を作成、提供または導入するいかなる義務もありません。また、「利用条件」のいかなる条項によっても IBM にかかる義務が要求されるとは解釈されません。

## 13. ご利用条件の改訂

IBM は、お客様に変更条件を通知することで、「ご利用条件」を随時、変更する権利を留保します。かかる変更は将来の「IBM SaaS」の利用に関してのみ適用されます。お客様が「IBM SaaS」を継続的に利用する場合、お客様はかかる変更後の「ご利用条件」に同意したものとみなされます。

## 14. テクニカル・サポート

テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」オフリングおよび「前提ソフトウェア」に対して「サブスクリプション期間」において提供されます。テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」に含まれ、個別のオフリングとして取得することはできません。

「テクニカル・サポート」の情報は、

[http://www-01.ibm.com/software/data/support/coremetrics\\_support\\_comm.html](http://www-01.ibm.com/software/data/support/coremetrics_support_comm.html) でご覧いただけます。

## 15. データ・プライバシーおよびデータ・セキュリティ

### 15.1 お客様の義務

IBM に対して提供する「個人情報」またはお客様を介して IBM が受領する「個人情報」に関しては、お客様のみが「データ管理者」として、データ保護に関するあらゆる適用法令またはそれに類似する法令（「EU 指令 95/46/EC」ならびに同指令（およびその施行法）に定義される「個人情報」および特別カテゴリーのデータの処理を規制する同指令の施行法など）を遵守する責任を負うものとします。

お客様は、(i) お客様の「コンテンツ」に「個人情報」を含め、(ii) 「前提ソフトウェア」および「IBM SaaS」を利用する前に、法律上必要な同意、許可および承認をすべて取得し、必要なすべての開示を行うことに同意するものとします。

お客様は、(i) 「コンテンツ」に含まれる可能性があるあらゆる「個人情報」（お客様に代わって「IBM SaaS ユーザー」が第三者と共有する情報も含まれます。）に関して単独責任を負うこと、および (ii)

「ToU」に定めるセキュリティ措置が、「個人情報」に対する適切な保護のレベルで提供されていると判断したことを認め、かつ、これに同意するものとします。

お客様は、お客様の指示に従った処理により IBM がデータ保護に関する適用法に違反しないようにすることを含め、「ご利用条件」に基づき IBM が行う「個人情報」の処理の目的および方法を決定する単独責任を負うものとします。

### 15.2 IBM の義務

IBM は、「IBM SaaS」を提供するのに合理的に必要な方法で、かつ、その目的のために限り、お客様の「個人情報」を処理します。

IBM は、「IBM SaaS」を提供する場合に限って、IBM が定めるとおりお客様の「個人情報」を処理し、お客様は IBM が定める内容がかかる処理に関するお客様の指示に合致していることに同意します。

IBM は、合理的に「ToU」に定めるセキュリティー対応を講じるよう努力し、「ToU」もしくは「本契約」が終了または満了した場合、IBM はお客様のすべての「個人情報」を破棄するか、またはお客様に返却します。

データ保護に関する適用法により、お客様またはお客様の「データ管理者」が、個人または関係当局に対して「個人情報」に関する情報またはそれに対するアクセスの提供を求められる場合、IBM はかかる情報またはアクセスを提供するために、合理的な範囲でお客様に協力します。

### 15.3 国際移転

お客様は、IBM による「IBM SaaS」の提供において有用であると IBM が合理的に判断する場合、IBM はお客様に通知した海外の法人および国に「個人情報」を含む「コンテンツ」を移転できるものとします。かかる移転は、欧州経済領域外の国または欧州委員会が適切なレベルのデータの保護を提供していると宣言していない国に対しても行われる場合があります。お客様は、「IBM SaaS」がそれらの国の法人により提供されること、および「ご利用条件」に基づく「個人情報」の海外への移転が、データ保護に関する適用法を遵守していることになるかの判断につき、お客様のみが責任を負うことに同意するものとします。IBM は、お客様またはお客様の「データ管理者」が必要な承認の取得など法律上の義務を履行することに、合理的な範囲でお客様に協力します。

### 15.4 データ・セキュリティー

IBM は、適宜改定される確立した慣例に従って、商業上合理的な手順により、以下を実施します。

- 「コンテンツ」が保管および処理される設備への無許可のアクセスを制限するためのコントロール
- 「コンテンツ」が保管および処理される装置の整合性を保護するためのメカニズム
- システム、ネットワーク、オペレーティング・システムおよびアプリケーション上のセキュリティーの脆弱性を特定および修正するためのセキュリティー・レビュー活動
- 無許可アクセスを制限し、既知および予想される脆弱性からの防御を支援するためのネットワーク、Web および電子メールのトラフィック・コントロール
- 問題管理および変更管理の制御、ならびにデバイス上の管理作業のロギング

### 16. 適用輸出法令の遵守

各当事者は、特定のユーザーへ輸出、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用されるすべての輸出入管理法規を遵守するものとします。お客様は、「コンテンツ」の全部または一部が米国の「国際武器取引規則 (ITAR)」の規制対象にはならないことを表明するものとします。お客様は、IBM が「IBM SaaS」の提供をリモートでサポートをする目的で、海外のリソース (現地採用している非永住者または世界各国の担当者) を使用することを認めるものとします。お客様は、IBM によるアクセスが可能な「IBM SaaS」のいかなる「コンテンツ」も、適用される輸出管理法規の下、輸出許可を要せず、IBM の海外リソースもしくは担当者に対する輸出が制限されないことを表明するものとします。

### 17. 補償

お客様は、次のいずれかに起因または関連する第三者請求につき、IBM を補償、防御および免責することに同意するものとします。1) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」による「利用規定」の違反、2) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」内に作成した「コンテンツ」またはお客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」に提供、アップロードもしくは移転した「コンテンツ」。

### 18. 著作権侵害

IBM はそのポリシーにより、他人の知的財産権を尊重します。著作権の保護対象に対する侵害を報告するには、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html> に記載の「Digital Millenium Copyright Act Notices (デジタル・ミレニアム著作権法に関する注意)」をご確認ください。

## 19. 保証および除外事項

### 19.1 保証の不適用

強行規定に反する場合を除き、IBM は、「IBM SaaS」に関し、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証、権原に対する保証、および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示もしくは黙示の保証も適用しないものとします。

## 20. 「IBM SaaS」オフリング固有の条件

お客様による「IBM SaaS」の利用に関して、お客様は次の事項に同意するものとします。(i) 「IBM SaaS ユーザー」名、役職、会社名および写真が「IBM SaaS ユーザー」によりプロフィール(以下、「プロフィール」といいます。)の一部として投稿される可能性があり、かかる「プロフィール」は他の「IBM SaaS ユーザー」によって閲覧可能であること。(ii) お客様は、随時、「IBM SaaS ユーザー」の「プロフィール」を修正または「IBM SaaS」から削除するよう要求することができ、そのような「プロフィール」は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」にアクセスできなくなる場合があること。

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、そのような第三者の Web サイトもしくはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、かつ、そのような第三者の Web サイトまたはサービスに対していかなる責任も負いません。

### 20.1 IBM Coremetrics Web Analytics

IBM Coremetrics Web Analytics のサブスクリプション料金には、以下の項目が含まれます。

- a. IBM の評価に基づき、Web 分析のニーズを満たすために、適切な数のお客様 ID がお客様に提供されます。必要な場合には、これにはお客様に対する追加請求なしで、1 ～ 50 のお客様 ID が含まれます。50 を超える追加のお客様 ID は、追加料金の対象となります。
- b. IBM Coremetrics Explore (1 カ月あたり 50 の Explore レポートが含まれます。)
- c. 10 のレポート・セグメント
- d. 5 つの属性ウィンドウ
- e. IBM Coremetrics Benchmark
- f. IBM Coremetrics Digital Data Exchange
- g. IBM Coremetrics Web Analytics Report Module for IBM WebSphere Commerce
- h. IBM Coremetrics LIVE Profiles
- i. IBM Coremetrics Monitor
- j. IBM Coremetrics Enterprise Dashboard
- k. IBM Coremetrics Export
- l. IBM Coremetrics Multi-Byte Character Support (該当する場合には、移行料金が適用されます。)

### 20.2 IBM Coremetrics Enterprise Analytics

IBM Coremetrics Enterprise Analytics では、IBM Coremetrics Web Analytics に含まれるものに対して以下の変更が適用されます。

- a. Coremetrics Enterprise Analytics で管理されているサイト数に関係なく、合計で月あたり 50 の Explore レポートが含まれます。サイトに対して実行された送信済みの各 Explore レポートは、個別のレポートとして数えられます(最大 50)。
- b. Coremetrics Enterprise Analytics によって管理される各サイトには 10 のレポート・セグメントが含まれます。
- c. Coremetrics Enterprise Analytics によって管理される各サイトには 5 つの属性ウィンドウが含まれません。



## 20.3 IBM Coremetrics Benchmark Service

IBM Benchmark Services は、「IBM SaaS」の標準部分ですが、参加はオプションです。お客様が参加を希望しない場合は、営業担当者に伝えてください。お客様は、IBM が Benchmarking Services を提供するために、IBM のお客様に関して「サマリー・データ」を準備、アクセス、処理および分析し、お客様の「サマリー・データ」を使用して、各 IBM Benchmarking Services で使用される「集約データ」を追加する必要があることを了解するものとします。IBM は、お客様、またはその製品のブランド、商標、もしくは何らかの「訪問者」を特定できる方法で、お客様の「サマリー・データ」を第三者に開示または公表しないものとします。上記の規定を条件として、IBM Benchmarking Services の提供に関連して、「本契約」のいかなる規定も、IBM による次のいずれかの行為を制限しません。(i) 他のお客様の「サマリー・データ」にお客様の「サマリー・データ」を追加して、集約データの集合を作成すること、お客様の「サマリー・データ」を使用して、集約データにアクセスし、またはこれを分析すること、またはかかる集約データを開示もしくは使用すること。(ii) お客様の「サマリー・データ」を使用して、お客様に「サービス」を提供し、お客様が IBM Benchmarking Service に参加できるようにすること。お客様が書面によって事前に承認しない限り、いかなる状況においても、お客様の「サマリー・データ」は開示されないものとします。お客様は、IBM から事前に書面の同意を得ない限り、IBM Benchmarking レポートもしくはその内容、またはお客様に提供された「サマリー・データ」もしくは集約データを第三者に配布、またはその他の方法でアクセスを提供してはなりません。ただし、お客様による「サービス」の利用に関連して使用されるアドバイザーおよび委託業者については、この限りではありません。それぞれの場合につき、アドバイザーおよび委託業者は、「本契約」の機密保持条項と同様の機密保持契約に従うものとします。IBM Benchmarking レポートおよびその内容、ならびに集約データは IBM の財産であり、「本契約」の機密保持条項に定める IBM の「機密情報」です。お客様は、IBM Benchmarking Service レポートのコピーおよび当該レポートへのアクセスをその従業員およびコンサルタントに提供できます。ただし、当該レポートまたはその内容を第三者に配布しない義務を、かかる者に課すことを条件とします。

- a. 「サマリー・データ」とは、IBM の 1 社のお客様に関する特定の重要業績評価指標メトリックとして定義されるものをいいます。
- b. 「集約データ」は、「業界グループ」を含め、IBM Benchmarking Service に参加している IBM の各お客様からのすべての「サマリー・データ」として定義されるものをいいます。
- c. 「業界グループ」は、IBM Benchmarking Service に参加する 4 社以上のお客様のグループとして定義されるものをいいます。各「業界グループ」の各メンバーは、販売する製品および対象市場（服飾、宝石、オフィス用品など）に基づいて類似の業務分野に従事しているものとします。

## 21. 一般条項

「ご利用条件」のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、「ご利用条件」のその他の条項は有効に存続するものとします。一方の当事者が、相手方の債務不履行に際し、義務を厳格に履行することを要求せず、または何らかの権利を行使しなかった場合でも、後に、当該債務不履行もしくはそれに派生して生じる債務不履行に対して履行を要求すること、または権利を行使することを妨げないものとします。「ご利用条件」または適用される「サブスクリプション期間」の終了後もその性質上残存すべき「ご利用条件」の条項は、その履行が完了するまで有効に存続するものとし、また「ご利用条件」の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。

## 22. 完全合意

「ご利用条件」および「本契約」は両当事者間の完全な合意であり、お客様および IBM の両当事者間でなされた従前の口頭または書面によるいかなる合意もこれらに代わるものとします。「ご利用条件」と「本契約」の条件との間に相違がある場合は、「ご利用条件」が「本契約」に優先します。

お客様からの書面での意思表示（注文書、確認書または電子メールなど）による条件の追加または変更は、無効とします。「利用条件」は、本書に定める場合に限り修正することができます。

## 第 2 章 – 各国固有の条件

以下の条件は、第 1 章で定める条項に代わり、または第 1 章で定める条項を変更するものとします。本章で変更のない限り第 1 章の条項は何ら変更なく、有効に存続するものとします。第 2 章の条件は、「ご利用条件」を変更するものであり、以下のとおり構成されます。

- アジア太平洋地域における変更、および
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々での変更

### アジア太平洋地域における変更

#### オーストラリア

##### 19. Warranty and Exclusions

*The following is added to the end of Section 19:*

Although IBM specifies that there are no warranties, Customer may have certain rights under the Competition and Consumer Act 2010 or other legislation and are only limited to the extent permitted by the applicable legislation.

#### ニュージーランド

##### 19. Warranty and Exclusions

*The following is added to the end of Section 19:*

Although IBM specifies that there are no warranties, Customer may have certain rights under the Consumer Guarantees Act 1993 or other legislation which cannot be excluded or limited. The Consumer Guarantees Act 1993 will not apply in respect of any goods which IBM provides, if Customer requires the goods for the purposes of a business as defined in that Act.

### ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 地域における変更

#### EU 加盟国

*The following is added to Section 19: Warranty and Exclusions:*

In the European Union ("EU"), consumers have legal rights under applicable national legislation governing the sale of consumer goods. Such rights are not affected by the provisions set out in this Section 19: Warranty and Exclusions.

#### オーストラリア

##### 19. Warranty and Exclusions

*If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 19 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:*

##### 19. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS announcement and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

## ドイツ

### 19. Warranty and Exclusions

*If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 19 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:*

### 19. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS announcement and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

## アイルランド

### 19. Warranty and Exclusions

*The following paragraph is added:*

Except as expressly provided in these terms and conditions, or Section 12 of the Sale of Goods Act 1893 as amended by the Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (the "1980 Act"), all conditions or warranties (express or implied, statutory or otherwise) are hereby excluded including, without limitation, any warranties implied by the Sale of Goods Act 1893 as amended by the 1980 Act (including, for the avoidance of doubt, Section 39 of the 1980 Act).

## アイルランドおよび英国

### 22. Entire Agreement

*The following sentence is added at the beginning of this Section 22:*

Nothing in the following paragraphs shall have the effect of excluding or limiting liability for fraud.